

広島県少年指導委員の委嘱等に関する規程

昭和60年 2 月13日
公安委員会規程第 1 号

〔注〕平成28年 1 月から改正経過を注記した。

改正 平成14年 4 月公安委員会規程第13号 平成18年 5 月公安委員会規程第 7 号
平成28年 1 月公安委員会規程第 2 号 平成28年 3 月公安委員会規程第 4 号

広島県少年指導委員の委嘱等に関する規程を次のように定める。

広島県少年指導委員の委嘱等に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）及び少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第 2 号。以下「規則」という。）を実施するため、広島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う少年指導委員の委嘱等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(活動区域)

第 2 条 規則第 2 条第 1 項の活動区域を定めるに当たっては、次の基準によるものとする。

- (1) 人口30万人以上の市における主要な盛り場
- (2) その他有害な環境から少年を守るために特に必要であると認める区域

(推薦)

第 3 条 前条に規定する活動区域を管内に有する警察署の署長（以下「管轄署長」という。）は、当該管内に居住する者のうちから、法第38条第 1 項各号に掲げる要件（次条において「資格要件」という。）を満たし、少年指導委員としてふさわしい者を選んで広島県警察本部長（以下「本部長」という。）に推薦するものとする。

- 2 前項の推薦は、別記様式第 1 号による少年指導委員推薦書を本部長に提出して行うものとする。

(資格審査)

第 4 条 本部長は、前条の規定により推薦のあつた者について、資格要件に該当するか否かの審査を行うものとする。

(委嘱)

第 5 条 本部長は、少年指導委員の委嘱に際しては、別記様式第 2 号による委嘱状を当該少年指導委員に交付するとともに、管轄署長にその旨を通知するものとする。

- 2 管轄署長は、前項の通知を受けたときは、当該少年指導委員が居住する市町の広報紙等により、当該少年指導委員の氏名及び連絡先を当該市町の住民に周知させるものとする。

一部改正〔平成28年公安委員会規程 4 号〕

(解嘱の手続)

第 6 条 管轄署長は、その管内の少年指導委員が法第38条第 6 項各号のいずれかに該当すると認めたときは、別記様式第 3 号による少年指導委員解嘱具申書を本部長を経由して公安委員会に提出するものとする。

- 2 公安委員会は、前項の具申があつた場合において当該少年指導委員を解嘱しようとするときの弁明の機会の付与の手続は、行政手続法（平成 5 年法律第88号）第 3 章第 3 節及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第26号）第 3 章の規定に準じて行うものとする。

一部改正〔平成28年公安委員会規程 4 号〕

(本部長への委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、少年指導委員の委嘱等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この公安委員会規程は、昭和60年 2 月14日から施行する。

附 則（平成14年 4 月11日公安委員会規程第13号）

この公安委員会規程は、平成14年 4 月11日から施行する。

附 則（平成18年 5 月 1 日公安委員会規程第 7 号）

この公安委員会規程は、平成18年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 1 月28日公安委員会規程第 2 号）

この公安委員会規程は，平成28年 2 月29日から施行する。

附 則（平成28年 3 月10日公安委員会規程第 4 号）

この公安委員会規程は，平成28年 6 月23日から施行する。

別記様式第 1 号

（第 3 条関係）

一部改正〔平成28年公安委員会規程 2 号〕

別記様式第 2 号

（第 5 条関係）

別記様式第 3 号

（第 6 条関係）

一部改正〔平成28年公安委員会規程 2 号・ 4 号〕